

## 一般社団法人日本組織適合性学会 利益相反管理委員会規則

### (目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人日本組織適合性学会 利益相反管理委員会の適正な運営、実施を図ることを目的として、利益相反管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事務局)

第 2 条 本委員会の事務局は、一般社団法人日本組織適合性学会（以下「当法人」という。）の事務支局に置く。

### (構成)

第 3 条 委員会の組織は次の者で構成する。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名
- (3) 委員若干名

2 委員は次の規定により選任する。

- (1) 委員長は、当法人の理事および指名理事の中から学会理事長が委嘱する
- (2) 委員は、原則学会社員（評議員）の中から理事長が委嘱する。ただし、業務遂行上理事会が必要と認めた場合は、一般会員あるいは各専門分野の非学会員を外部委員として委嘱することができる。
- (3) 副委員長は、委員の中から委員長が委嘱する。

3 第 3 条第 1 項の任期は 次々期事業年度の委員が決定するまでとし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (職務)

第 4 条 委員会委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会の会務を総轄し、委員会を代表する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。
- (2) 委員は、本規則に定められた事項を議決する。

### (業務)

第 5 条 本委員会は、以下に掲げる業務を行う。

「日本組織適合性学会 利益相反に関する規則」に基づき、

- (1) 「利益相反に関する規則」の変更および改訂
- (2) 利益相反に関する自己申告書に基づく審査

- (3) 前号の結果に係る是正措置等の助言
- (4) 利益相反の適切な管理
- (5) 利益相反に係る教育・研修
- (6) 利益相反に係る重要事項の審議
- (7) その他委員長が必要と認めた事項

(会議)

第 6 条 委員会は、原則年 1 回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。

2 委員長は、委員会を召集し、その議事を主宰する。

3 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を審議することができない。ただし、やむをえない事由で委員会に出席できない場合は、委任状を提出し、他の委員に審議を委任することができる。委任状提出者は、議決に関して出席者として取り扱われ、その議決権は、委任された委員が代わりに執行する。

4 委員会の議事は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって議決する。

(記録)

第 7 条 委員会の委員長は、議事要旨を作成し、これを 5 年間保管しなければならない。

2 議事要旨の公開について当法人会員から要請があった場合は、原則として応じなければならない。ただし、個人情報にかかわる部分は、非公開とすることができる。

(報告)

第 8 条 本委員会での決議事項は理事会に報告の上、承認を受けなければならない。

(守秘義務)

第 9 条 委員会で取り扱う各種申請書等にかかる学会員の個人情報については、業務遂行上必要な情報のみに限り、委員長が事務局に申請し、これを取得することができる。使用後は直ちに破棄しなければならない。

2 個人情報にかかわる部分について開示の要請があった場合は、本人にのみ応じることができる。

3 個人情報が含まれるファイルは、パスワードによる管理状況においてのみ取り扱うものとする

4 委員会において知り得た個人情報はこれを漏らしてはならない。また、委員を退任した後も同様とする。

(除名)

第 10 条 本委員会の目的に反する行為のあった委員は、委員会の 3 分の 2 以上の同意による議決および理事会での承認をもって解任することができる。

(報酬等)

第 11 条 委員会委員は、原則無報酬とする。ただし、外部委員が職務を行うために要する費用については、当法人がこれを支弁する。

(経費)

第 12 条 本委員会の経費は、当法人がこれを支弁する。

(雑則)

第 13 条 本規則の変更は、委員会及び当法人の理事会並びに社員総会の議決を経たのち、総会の承認を得なければならない。

2 本規則の実施に関し必要な事項は、委員会の議決を経たのち、当法人の理事会及び社員総会の承認を得て別に定める。

(改廃)

第 14 条 本委員会の改廃は、理事会がこれを行う。

附則

1. この規則は、令和 4 (2022) 年 3 月 20 日から施行する。